

交通事故の損害賠償問題で
お困りの方へ
**紛争解決のお手伝いを
します**

自動車事故の被害にあって、示談をめぐる損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が「中立・公正」な立場で、当事者間の紛争解決のお手伝いをします。

被害者本人に損害賠償問題の法律知識がなくても、交渉に不慣れでも安心です。弁護士費用は、一切かかりません(無料)。まずは、電話で予約をお願いします。

※ご相談になじまない場合がありますので、確認をお願いします。

【問い合わせ先】
(公益財団法人) 交通事故紛争処理センター札幌支部
札幌市中央区北1条西10丁目
札幌弁護士会4階
☎011-281-3241



不用品交換コーナー

2月15日時点

ゆずります

これまでの成立件数 **59**件

- ・パイプベッド

ゆずってください

これまでの成立件数 **32**件

- ・炊飯器
- ・リモコン付シーリングライト
- ・自転車(大人用)5台

【申請方法】企画振興課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所にて申請書を備え付けていますので、手続きを行ってください。
※町ホームページからも簡易登録申請が可能です。

【問い合わせ先】
企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

森林の土地を
取得したときは
届け出が必要ですよ

森林の土地(地域森林計画対象民有林)を新たに取得した場合には、事後の届け出として「森林の土地の所有者届出」が必要です。

【90日以内に

届け出が必要ですよ】

個人、法人を問わず、売買のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を取得した場合には、所有者となった日から90日以内に市町村長に届け出を行わなければなりません。

【方法】

届出書には取得した土地の位置図、登記事項証明書(写しでも可)または土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類の添付が必要です。

【問い合わせ先】

農林課林業係
☎0137-62-2203

野生鳥獣被害対策へ
ご協力ください

ハンターによる駆除活動にご理解とご協力を!!



北海道内では、エゾシカの生息数の増加により、市街地への出没や農林業被害が深刻な状況となっており、一斉捕獲や侵入防止柵の導入などさまざまな対策が進められています。

1、エゾシカ駆除

近年、エゾシカは、八雲町内でも目撃件数が急増し、牧草やデントコーンなどの食害、造林木の角擦りなどが確認されていることから、町では猟友会八雲支部と連携し、一年を通して町内一円で捕獲活動を実施しています。

捕獲活動は、主に銃器を携帯して農耕地帯などで実施され、足跡が確認しやすい積雪期には、生息密度の高い山林などを取り囲んで捕獲する「巻狩り猟」を実施しています。

2、カラス駆除

個体数が増加しているカラスは、さまざまな被害を及ぼしており、一年を通して駆除活動を実施しています。

【ご理解とご協力をお願いします】

有害駆除に従事するハンターはオレンジ色のベストと帽子を着用し、発砲方向を十分確認するなど事故防止に努めていますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

農林課林業係
☎0137-62-2203
熊石総合支所産業課
☎01398-2-3111

